

鳥取縣公報

第 千 三 十 號
昭和十四年五月十九日

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

告 示

◇鳥取縣告示第三百四十二號
 因伯牛犢生產檢查規則第一條ニ依ル生産檢查ヲ左ノ通施行ス依テ昭和十四年三月十一日迄ニ生産シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ檢查所ニ牽付ケ檢查ヲ受クヘシ
 昭和十四年五月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

檢 査 月 日	檢 査 場 所	檢 査 區 域	牽 付 時 刻
五月二十二日	日野郡八郷村大字久古	日野郡八郷村一圓	午前前十時
五月二十三日	同 同 清原		
五月二十四日	同 二部村同 二部	同 二部村一圓	午前前十時
五月二十五日	同 同 二部		
五月二十六日	同 溝口町同金屋谷	同 溝口町一圓	午前前十時
五月二十七日	同 同 祖		

鳥取縣公報 每週曜日發行 (休日當ル) 昭和十四年五月十九日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

五月三十一日	同	日光村同大瀧	同	日光村一圓	午前	十時
六月二日	同	米澤村同美用	同	米澤村一圓	午前	十時
六月三日	同	江尾村同江尾	同	江尾村一圓	午後	十時
六月五日	同	神奈川村同後野	同	神奈川村一圓	午後	十時
六月六日	同	根雨町同濁谷	同	根雨町一圓	午後	十時
六月七日	同	日野村同榎市	同	日野村大字野田、船場	午後	十時
六月八日	同	同野村同榎市	同	同野村大字小原別所、榎市	午後	十時
六月九日	同	同野上村同宮内	同	同本郷、下榎、安原、津地	午後	十時
六月十日	同	多里村同多里	同	日野郡黒坂町一圓	午後	九時
六月十一日	同	山生村同茶屋	同	同多里村一圓	午前	十時
六月十三日	同	阿比縁村同阿比縁	同	同山上村一圓	午前	十時
六月十三日	同	阿比縁村同阿比縁	同	同阿比縁村一圓	午前	十時

六月十四日	同	大宮村同印賀	同	大宮村一圓	午前	十時
六月十五日	同	石見村同神戸上	同	同石見村一圓	午後	十時
六月十六日	同	同同上石見	同	同石見村一圓	午後	十二時
六月十七日	同	福榮村同福塚	同	同福榮村一圓	午前	十時

◆鳥取縣告示第三百四十三號
東伯郡長瀬村大字田後眞壁幸吉ニ對シ五月八日付羊豚家兔商免許鑑札ヲ下付セリ
昭和十四年五月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 鑑 札 番 號 第 六 〇 號

一 取 扱 家 畜 豚

◆鳥取縣告示第三百四十四號
昭和十四年五月十一日左ノ國民健康保險組合ヲ認可セリ
昭和十四年五月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱 宇田川村國民健康保險組合

二 事務所所在地 西伯郡宇田川村大字中西尾貳百貳拾四番地參

三 組合ノ地區 西伯郡宇田川村

00484

◆鳥取縣告示第三百四十五號
 昭和十四年五月十二日左ノ國民健康保險組合ヲ認可セリ
 昭和十四年五月十九日

一 組合ノ名稱 鳥取縣知事 副 見 喬 雄
 上私都村國民健康保險組合
 二 事務所ノ地 八頭郡上私都村大字麻生百八拾八番壹地
 三 組合ノ地區 八頭郡上私都村

◆鳥取縣告示第三百四十六號
 岩美郡小田村第三耕地整理組合地區並設計書變更ノ件認可セリ
 昭和十四年五月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第三百四十七號
 米穀現在高調査員並同販賣高調査員左ノ通囑託解囑アリタリ
 昭和十四年五月十九日

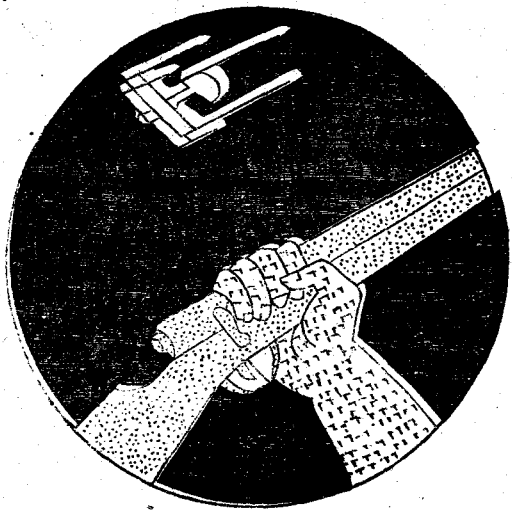
鳥取縣知事 副 見 喬 雄

囑託者氏名	解囑者氏名	擔當調査區域	職務執行ノ場所	囑託、解囑年月日
岡田實一	山根幸夫	八頭郡若櫻町	八頭郡若櫻町役場	昭和十四年五月十九日

00485

彙報 第四號

事變特報



舉國一致
 盡忠報國
 堅忍持久

目次

- 一、地方長官會議に際し親しく拜謁を賜はりて……………鳥取縣知事 副見喬雄謹話 七頁
- 一、宗教團體法の解説……………(社) 事 兵 事 課 八頁
- 一、映 書 法 の 制 定……………(保) 安 課 九頁
- 一、肥料配給統制と自給肥料の必要……………(農) 産 課 一〇頁
- 一、青年學校教育の義務制實施に當り縣民各位の協力を望む……………(學) 務 課 一二頁
- 一、本縣の木炭増産計畫……………(林) 務 課 一五頁
- 一、屑棉製品 統制……………(商) 工 水 産 課 一八頁
- 一、北支派遣郷土部隊慰問使第三、四報……………(庶) 務 課 一八頁
- 一、本縣に於ける傷痍軍人保護施設の實狀……………(社) 會 課 一九頁
- 一、經濟統制の違反……………(保) 安 課 二二頁
- 一、體力檢定標準……………(學) 務 課 二四頁
- 一、國家資源の無駄遣を戒む……………(商) 工 水 産 課 二五頁
- 一、御仁慈に感激の傷兵感想文……………(社) 會 課 二六頁
- 一、人造石油の製造……………(社) 會 課 二八頁
- 一、傷痍軍人修養大會の狀況……………(社) 會 課 二九頁

00487

地方長官會議に際し親しく拜謁を賜りて

鳥取縣知事 副 見 喬 雄 謹 話

五月二日 畏くも 天皇陛下に拜謁仰せつけられました、謹みて時局下に於ける本縣の概況について、本縣の人口は過古十ヶ年に於て約八千名の増加に過ぎないが斯く人口が増加せざる主要な原因は、本縣は從來純然たる農業縣であり、比較的災害が多く爲に縣民の一部が縣外に轉出するもの多きに歸因せるものと認められること、然るに今次の事變勃發以來應召者が漸次増加して従つて農村にありては農繁期に於て勞力の不足を感ずる場合があるので、縣民は隣保相扶の精神により能く應召者の遺家族の面倒を見て不自由なき様努めて居ること、一般農村に於ては時局で物價の値上げにより經濟的には稍々惠まれて居ること、米子市附近に於ては最近時局の影響を受け漸次工業方面が發展せむとする傾向を示しつつあること、將來近接せる境港と緊密なる連繫をとり滿鮮地方に進出せむとする希望を有して居ること、尙本縣では前知事時代より戰病死者の遺族を知事自ら弔問して居るのであつて遺族の内には隨分氣の毒と思はれる者もあるが、然し又心から御國の爲に御奉公

00486

を爲し得たことを喜びで居る者が多いのに心打られた次第で、この時局下に於て縣民は郷土の生
 みし忠臣名和長年公の精神にならひ協力一致堅忍持久東亞新秩序建設の聖業が完成するまでは、艱
 難困苦に堪へて時局に對處し鴻恩の萬一に答へ奉らむ強固なる覺悟を定めて居ることなど奏上致し
 ましたところ、畏くも御下問を賜り大御心のほどただ恐懼感激に堪へませむでした、縣民各位はこ
 の有難き大御心を體し、曠古の聖業東亞新秩序の建設に當り、よく幾多の時艱克復にたへ舉縣一致
 總親和の覺悟を尙一層固め、新たに時局に對處し皇謨の實現に翼賛せられむことを庶幾して己みま
 せん。



宗教團體法解説

東西文明の融和大成、新東亞の建設、日本の
 將來に於ける責任は重い。これから幾多の難關
 を打開して行かねばならぬ日本には彌々強固な
 る精神力を要する。しつかりした意力。不動の信
 念は正しい信仰の力に俟たねばならぬのである
 然るに宗教の中には時にいかゞはしい迷信的な
 ものもあり、中にはインチキな宗教、似而非宗
 教家も現はれる例が少くない。政府は今回宗教
 團體法を制定して我が國宗教團體に關する現行
 法規を整理統一して宗教團體の地位と、之に對
 する保護監督の關係を明確にし、宗教の健全な
 る發達と教化機能の増進とをはかる事となつた
 左にその要旨を記すこととする。

本法は宗教團體、宗教教師、宗教結社及びそ
 の布教師に適用されるのであつて宗教團體とは

神道の各教派、佛教の各宗派、基督教其の他の
 教團、並びに寺院及び教會をいひ、宗教結社とは
 は宗教團體にあらずして宗教の教義の宣布と儀
 式の執行を爲す結社を云ふのである。

宗教團體の設立は一定の要件のもとに教派、
 宗派、教團にあつては主務大臣、寺院、教會に
 あつては地方長官の認可を受けねばならないが
 相當の年月を閲して物心兩方面の基礎も確立し
 國家社會に貢獻するものでなければ認可を與へ
 られない。今までいろ／＼な事件を起したやう
 なインチキ宗教、類似宗教、新興宗教などは、
 これまでその取締りを治安警察のみに委して來
 たのであるが、この法律では先づそうしたもの
 の設立を許さず、將來面白くない結果の豫想さ
 れるものは若芽のうちから摘むことはなつたので
 ある。固より日本國民の安寧秩序を妨げず、臣
 民たるの義務にそむかぬものは宗教の自由とし
 て干渉されないものであるが、世人は迷信に走ら
 ぬやうよく自制の要があるのである。

寺院はこの宗教團體法の上から當然「法人」

となるのであるが、教派、宗派、教團及び教會も主務大臣又は地方長官の認可を得てこれを法人とすることが出来る。法人たる宗教團體は第三者對抗要件として登記を爲すことを要する。

次に宗教團體の代表機關として教派及び宗派には管長を、教團には教團統理者を、寺院には住職を、教會には教會主管者を置く事を要する。そして神官、僧侶、教師などはすべて本法では教師と呼ばれるものであるが、その人格等は直接信徒に接する關係上従来も種々問題になる例もあるのであるが、本法ではこの教師の資格は各宗教團體のそれ／＼に規則のあるのを尊重して、各團體の自由とし各宗各派の自治に委ねてゐる。尤も不届な教師は警察で取締り、その處分もするのである。

宗教結社を組織した場合は十四日以内に地方長官に届出ることを要することになつてゐる。



映畫法の定制

映畫は都會と田舎とを問はず近時非常な發達を見、これが影響も亦頗る大なるものがある。映畫は娛樂機關として社會的意義が深いばかりでなく、一面教育機關として偉大な力を持つてゐるものであり、特に年少者に對する感化力は夥しく、これが善用による社會教化の甚大であると共に、反面誤られたる映畫の影響は實に懼るべきものがあるのである。

政府は今春この社會文化上の重大なる立法たる映畫法を議會に提出してその協賛を得たので今秋頃よりこゝが實施を見ることになつてゐる。映畫法には公安、風俗、衛生、教育その他公

益上の必要に基き興行時間、映寫方法、年少者觀覽等映畫の上映に關し適當の制限をなし得ることになつてゐるが、これによつて或る程度の映畫は年少者に見せないやうにする事になるわけである。

大正六年から八年まで警視廳で映畫興行中に甲種、乙種の區別を置き、乙種として認可したものでなければ十五歳未満の年少者には見せなかつた歴史があるのであるが、量の不足が大き

な原因でこの廳令は撤廢されたのである。今度の映畫法では舊に悪いものを制限するばかりでなく、善いものは進んで見せる爲に種々方法が講せられてゐるので、都會地の文化ニユ一ス映畫劇場を兒童映畫専門劇場に轉向せしめたり、或は地方では映畫館に兒童映畫週間などと云ふ特別な興行制をとらせる等の事にもなる。尙ほ優秀な映畫推奨の方法として文部省では大臣賞を設定する外、大日本映畫協會に年五萬圓を補助し、新たに演技賞、脚本賞、カメラ賞などの授賞制度も開く豫定とのこと、今次に該法

の要旨を掲げる。

- 一、映畫の作業と配給業は主務大臣の許可を要する。
- 一、演技者(俳優) 演出者(監督) 撮影者(カメラマン)等に對して登録制を實施し、登録を受けない者の從業禁止、品位を失墜したる者の登録取消をする。
- 一、映畫製作前の脚本の届出、國內上映及輸出映畫の檢閲をする。
- 一、優秀映畫の選奨、或は複寫保存をする。
- 一、外國映畫の配給、上映を制限する。
- 一、國民教育及び啓發宣傳上の必要に基き映畫の上映を命ずる。
- 一、映畫の製作上映に付き、危險豫防、衛生教育其の他の必要に基き各種の規定を設けた。
- 一、公益上の必要に基き全般的統制命令を發し得る。
- 一、諮問機關として映畫委員會を設ける。
- 一、罰則の制定



肥料配給統制と 自給肥料の必要

農産物の生産確保増産に關しては潤澤なる肥料の供給を要することは論議の餘地のないところであるが、現下戦時体制下に於て総合的國策を遂行するには凡ゆる物資の節用を圖るべきは當然のことであつて、肥料に於ても斯る情勢の下に於て強化統制せらるゝことゝなり、爰に全面的な配給統制が實施せらるゝ運びになつた。肥料は生産の根柢であるから肥料統制、調整の圓滑なる實施こそ銃後食糧其の他資材を分擔する農家の責務である。肥料統制並に調整に關する事項を概述すれば次の通りである。

(一) 肥料配給統制規則の公布
政府に於ては肥料の偏在を避け、價格の公正

を期する爲配給肥料及化成肥料を統制することとなり、去る三月二十五日を以て肥料配給統制規則が公布されたが、その要點を記すと、
一、肥料製造業者は、地方長官の指定する臨時配給肥料其の他特定のものゝ外、肥料の製造原料として硫酸アンモニア、石灰窒素、過磷酸石灰を使用することが出来ないし、又、地方長官の許可を受けたいものゝ買入申込みがあつた場合でなければ、その肥料を製造することが出来ない。
二、臨時配合肥料の販賣をするものは、地方長官の許可を受けたその證明書と引き替へてなければ製造業者からの賣渡しを受けることが出来ない。
三、製造業者は毎月製造數量、賣渡し先、賣渡し數量、在庫數量を報告せねばならない。
四、該肥料の賣渡價格は主務大臣又は地方長官の指定した販賣價格を越ゆる事が出来ない。
右に依つて縣に於ては夫々の手配を了し配

合肥料は臨時配合肥料十四種を制定し、四月十五日以降製造せらるゝ配合肥料は縣指定の臨時配合肥料のみである。肥料の價格は中央の指示により地方的に決定し得る建前であるから、今後に於ては縣として暴騰を抑壓し得ることゝなる。

(二) 肥料配給割當制の實施

前項の肥料配給統制規則の公布と共に、政府に於ては道府縣に對する肥料の割當をなすことゝなり、同様三月二十五日附を以て之が通牒を發したのである。

- 一、本制度は硫酸、石灰窒素、過磷酸石灰及び加里塩につき道府縣に配當數量の割當をなすこと、
- 二、道府縣は其の管内に於ける各期(一月より七月迄を第一期とし八月より十二月迄を第二期とす)の前記統制の所要見込數量を農林省に申請すること。
- 三、前記申込數量を査定して農林省は之を各

府縣に割當をなし、地方に於て之に基き調整をなすこと。
四、統制肥料は中央配給機關より縣畜業組合聯合會並畜業組合を通じて配給せしむること

縣は右に依り四月二十一日縣公報(第一〇二二號)を以て鳥取縣肥料配給統制を公布し之を實施することゝした。肥料配給統制規則に對應して次の事項を注意されたい。

- ▼肥料配給割當制度ニ對スル事項▲
 - 一、市町村ニ於ケル所要數量ノ取纏メハ市町村長之ヲ行ヒ縣ニ申告スルモノトスルコト
 - 二、市町村長ノ取纏メニ付テハ各農家ヨリ申告セシムルモノトスルコト
 - 三、市町村ノ所要數量ハ「肥料名稱別ニ付作物別施用時期」ヲ基礎トシテ配給ノ適正ヲ期スルコト
 - 四、縣ハ市町村ニ對シ配給量ヲ決定通知シ之ニ基イテ調整ヲナサシムルヲ以テ市町村ニ於

テハ申込者ニ之ヲ割當テラナス如ク各個別ノ農家ヲ對象トスルコト

五、從ツテ市町村ニ於テハ農事實行組合、養蠶實行團體其他實行團體ノ活動ヲ中心トシ所要數量並ニ需給調整ノ適正ヲ期スルモノトスルコト

六、割當制ハ市町村ノ生産計畫ヲ基準トシ生産確保増産ト間然スルトコロナカラシムルコト

七、農家ニ對スル趣旨普及及本制度ノ實施ハ農會ノ活動ヲ中心トスルコト

八、縣、農事試驗場、縣郡市農會其ノ他機關ニ於テハ町村農會ヲ指導シ町村農會ニ於テハ農事實行組合等部落實行團體ヲ指導シ趣旨ノ徹底、實施ノ適確ヲ期スルコト

本年八月以降の分については既に四月三十日を以て縣下の所要數量の取纏めを了したのであるが、町村に於ては未だ本規則の徹底を缺き、其の數量も妥當でなかつたものがあつたが、斯る制度は將來に於て繼續せられるものであるか

ら充分考究し置かれない。尙之が割當配給は官民一致協力圓滑適正を期せねばならないが、之が爲には特に市町村農會、農事實行團體の活動を特に期待せねばならぬ。第二期所要數量は九月末頃取纏めをなすこととなるが、更に一段の適正を望む次第である。

(三) 金肥節約と自給肥料

翻りて思ふに今や長期建設体制下に於て、我々は極力國內の消費を緊縮しなければならぬ時にあたり、過燐酸石灰の原料たる燐礦石は國內生産數量が總所要量の二割見當に過ぎず大部分アフリカ南洋方面からの輸入に仰いでゐる。加里塩類に至つては國內生産が皆無に近い状態である。然るに事變の發展に伴ふ爲替管理の強化は輸入物資全般に互つて計畫的節減を強ねばならぬ關係上、國家の肥料配給が從來に比し窮屈になることは止むを得ないことである。國家的に考へて斯く化學肥料の節約が大切で

あると共に一面中小農家の經濟は是また仲々の困難な状態にある。農林省の計畫に依ると、昭和十年に於ける自作農家、自作兼小作農家、及び小作農家の三者平均によるわが一戸當り農業經費總額は四百八十五圓三十五錢、そのうち現金支出は二百九十圓九十五錢で、これに對して肥料代金として支拂はれる額は百七圓七十七錢で、まさに現金支出の三割七分に當つてゐる。農家の個別經營の上から云つても金肥使用の節約が如何に大切であるか、思はれる。

斯くいろいろと考慮をめぐらすとき、吾々は吾々の農業經營の上に於て、堆肥の増産、木灰の採集勵行或は綠肥の使用に、或は牛馬を始め養兎養豚等の勵行に、其の他あらゆる方面に留意して自給肥料の製造に努め、極力化學肥料の節約に全力を盡す事が銃後國民として國家奉仕の爲に、小にしては又農家各個の爲にも極めて緊切な事柄である事を痛感するものである。

× × ×



青年學校教育の義務制
實施に當り
縣民各位の協力を望む

青年學校義務制實施に當り、前々號に於て副見知事談及び法的改正の要點を掲載したのであるが、縣では今回尙一層その普及徹底を期する爲に左記の通り縣民各位の協力を望む事となつた

輝かしい戦果を收めて聖戰茲に一年有半今や國家の總力を擧げて東亞新秩序の建設に邁進しつつある秋愈々四月廿六日より青年學校教育の義務制が實施されることになりました。

凡ての事業はその出發點が大切でありますがこの義務制も昭和十四年度の成績如何がこの制度の完成に極めて重大な影響を齎らすものではあるが、我が國今後の青年教育を生々發展に導く上に重

大な役割をなすものであります。従つて市町村當局青年學校教職員は勿論小學校其他の教育關係者各種團體幹部並に各方面の指導者に於かれは青年學校教育義務制の本旨を十分に認識しこれが趣旨徹底の爲にあらゆる協力を致されたく又生徒父兄雇傭主に於かれても非常時下に於けるこの政府の重大國策に協力され義務制實施の實を擧げたいと祈つてゐる次第であります。

▼義務制が國策として緊急實施された事由

青年學校は小學校卒業後直ちに社會の實務に従事する全國三百三十萬の男女大衆青年に對し教育上最も重要な時期に、心身を鍛錬し徳性を涵養すると共に職業及び實際生活に須要なる智識技能を授け以て國民資質を向上せしむるを目的とし併せて産業の振興、地方の開発に寄與すると共に國防の根基を培はんとするもので全國青年を擧げて興亞の大使命遂行に邁進せしむる爲には缺くべからざる重大國策であります。國家多事の際にも拘はらず多額の國帑を費して敢へ

て實施せらるゝに至りましたのは教育の本質に鑑みて當然の事でありますが特に今次の事變に際し戦線銃後を通じよくその効果を發揮しこの教育の重要性が實證されたからであります。

▼保護の義務!!!

一人漏れなく義務就學青年を學校へ義務就學者の保護者とは義務就學者に對し親權を行ふ者親權を行ふ者なきときは後見人を言ふのです。この保護者は義務就學青年を青年學校に就學せしめる義務があります。

▼雇傭主の義務!!!

就學時間を與へ進んで出席を督勵せよ義務就學者は社會の實務に従事する青年でありますから就學の義務を果す爲には雇傭主方面の理解と積極的支援が最も必要でありますのでこの際雇傭主が進んで青年の就學を督勵さるゝならば青年を勇氣づけて凡ての困難をも突破して就學出席するに至るは必定であります。即ち雇傭主は義務就學者に對し就學するに足るべ

き時間を與へ且其の出席を督勵する義務あることとされた所以であり洵に意深き次第で切に雇傭主方面の協力を期待するものであります。

▼義務制は年を逐ふて實施せらるゝも

國策に鑑み本縣では全般的義務制と同様に努力

義務就學者は昭和十四年度即ち第一年度に於ては普通科一年、第二年度には普通科二年まで、第三年度には本科一年までと年を逐ふて義務の範圍を擴大し昭和二十年に至つて義務制が完成されるのであります。これは主として國家財政の都合によつたもので、その苦衷察するに難くないのであります。政府の企圖する如くこの教育の國策上の重要性に鑑み全般的に義務制が實施せられたと同様の就學及出席状態を實現する様、縣に於ても指導契勵を加ふる方針であります。この趣旨により普通科一年該當者の就學に限ることなく本科五年に及ぶ全部の義務制の如く大正八年四月二日より昭和二年四月一日

に至る間に出生したる男子が一人漏れなく就學する様關係各方面に於て全幅の協力を望みます

▼女子青年學校も義務制に準じ

就學及出席の向上を期す

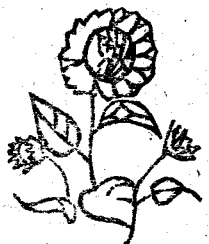
義務制は先づ男子のみに實施されるのであります。元來教育的立場からすれば男女同時に義務制を實施すべきで女子を除外すべきではありません。併し男子に比較して女子青年の就學率は男子に較べて低くその設備も未だ不十分であるので男女同時に義務制を實施することは中央及地方の財政に及ぼす影響も顧慮され急激な實行を避け女子青年に對する義務制は今後に期することになつたのであります。従つて女子青年を義務制實施の範圍から除外したのは決して女子青年の教育を輕視したのではなく女子に對してもこの際青年學校設備を充實し就學を督勵し以て一段の振興を圖り速かに女子義務制の氣運を醸成する様希望する次第であります。

x x x



本縣の木炭増産計畫

戰時体制下に於ける資源培養確保の爲、種々の増産が計畫せられてゐるのであるが、本縣本年度の木炭の基準數量五百四十五萬五千貫、これに對して増産量は普通木炭(工業用炭も含む)一割三分の七十萬八千貫、ガソリン代用木炭八分の四十三萬八千貫で、計六百六十萬一千貫のぼるわけである。然して之等増産に當つて連通式又は集合式築窯補助簡易運搬施設補助を行ふと共に、増産量に對し一貫目當一錢以内の奨励金を交付して増産の確保に努むることになつて居るから、銃後の國民は國策遂行の爲め之が實現を圖らねばならぬ。



屑棉製品統制

屑糸、屑綿布、屑綿ポロの一元集荷配給の爲、

商工省では屑綿製品配給統制規則を公布することとなつた。即ち屑糸、屑綿布及びメリヤス、タオルなどより生ずる屑ポロは足袋底、作業服ガラ紡糸などに使用されるが、最近原綿の輸入制限に伴ひその配給が不圓滑となり關取引により價格が昂騰しつゝあるに鑑み、當局ではこれが一元集荷及び配給統制に乗り出す事となつたもので、その配給統制要項は左の如くである

- 一、屑糸、屑綿布、屑綿ポロを業務用の材料として使用するものは、商工大臣の指定したる團體(屑綿製品商業組合)以外のものより買受くることを得ない。
- 一、指定團體は商工大臣の指定したる團體に於て發行する切符と引換でなければ屑綿

× × × × ×



北支派遣郷土部隊

慰問使第三、四報

知事代理及び縣民代表、縣會議員一行の郷土部隊慰問使から第三第四報が次の如く縣に齎された、一行は上陸以來一粒の雨さへなく灰塵咫尺を辨せざる支那大陸に、今は冬季から一足飛び盛夏と化し日中百十度内外の、京漢線を中心に北は石家莊より南は邯鄲、東は平蕪なるも西は山間部の山西境に至る間を、しかもその間

製品を業務用原料とし、使用する者に對して販賣することを得ない。
一、自己の事業場に於て發生したる屑綿製品を業務用の原料として使用するものは、その毎月の使用量を商工大臣に届出ること

× × × × ×

時に砲銃彈の音に胸を轟かせつゝ、各郷土部隊を具に慰問し、皇軍將兵名位の武運長久と、勞苦の様を眼のあたりにしひびて恙なくもその大任を果し別表豫定行動の如く滿洲國に於ける移民の狀況をも併せ視察して無事五月十七日歸縣せられた。

× × × × ×

四月二十六日

午前七時五十分〇〇發正午〇〇着、岡田部隊訪問當部隊管下治安工作ニ付説明ヲ受ケタル後慰問行程ノ打合ヲナス

四月二十七日

午前十一時二十分〇〇發午後一時三十分〇〇着、庄司部隊訪問面接

四月二十八日

午前八時〇〇發九時三十分河南省〇〇着、〇〇ハ庄司部隊管下山嶽地帯ノ最前線ニシテ〇〇ヨリ約十里西方ニ在リ

00500

綿中部隊訪問慰問、午前十一時三十分〇〇發
午後一時三十分〇〇歸着

四月二十九日

午前八時〇〇發午前九時三十分〇〇着、今井
隊訪問
午前十時三十分〇〇發正午〇〇着、上杉部隊
訪問

天長節祝賀會ニ參列

午後一時三十分〇〇發二時三十分〇〇着、當
地ハ當地方面ノ最前線ニシテ〇〇ヨリ二十五
里東方ニ位ス、的場隊訪問

午後三時三十分〇〇發午後六時三十分〇〇着

當地ハ〇〇ヨリ北方八里ニ在リ〇〇方面ノ最
前線ナリ、近藤部隊訪問

天長節祝賀晚餐會ニ參列

四月三十日

午前八時〇〇ニ向ケ〇〇發午前十時〇〇着、
土肥隊訪問、午前十時三十分發正午〇〇着、

郷土勇士慰問

午後十二時三十分〇〇發午後一時三十分〇〇

着午後二時五十分〇〇發午後六時〇〇着、
堤部隊ト日程打合

五月一日

午前八時〇〇日本ホテルニ於テ堤部隊長ニ
面接午前九時出發午前十一時〇〇着、當地ハ
當管下山嶽地方ノ最前線ニシテ〇〇〇〇西北方
十二里ニ位ス、山北部隊訪問

五月二日

午後三時三十分發午後五時三十分〇〇着
午前九時〇〇發正午〇〇着、庄司部隊訪問
午後二時〇〇發午後四時十分〇〇着、入江
小隊訪問

午後四時四十分〇〇發午後五時三十分〇〇
着、當地ハ〇〇〇〇東南方二十里〇〇方面ノ最
前線ナリ、金村隊訪問、當部隊長並當縣知事
主催村長會ニ列席

五月三日

午前八時三十分〇〇ニ向ケ〇〇發午前十一
時三十分〇〇着、堤部隊長ニ面接直ニ〇〇發
午後十二時三十分〇〇着、高井隊訪問

00501

午後四時〇〇發午後六時三十分〇〇〇着

大阪毎日新聞谷口特派員ノ招待ヲ受ク

五月四日

休息トス

〇〇線沿線駐屯郷土部隊ニ付〇〇部隊ト打合
ヲナス

五月五日

午前八時〇〇發午後四時五十分北京着北支
派遣軍司令部ニ於テ打合ヲナス

五月六日

午後四時三十七分北京發〇〇ニ向ヒ出發ス

行 動 豫 定 表

五月十日北京發通信

五月七日

午前六時三十分〇〇着

山下部隊訪問午後六時三十七分〇〇發〇〇ニ
向フ

五月八日

午前一時〇〇〇着

午前十一時四十分〇〇發午後六時二十五分北
京着

五月九日

西垣隊訪問ス

月 日	地名	到着時刻	出發時刻
五、一	北 京		午後 一、四〇
同 一〇	天・津	午後 四、五〇	
同 一	天 津		午後 一〇、三三
同 一	奉 天	午後 〇、三五	午後 一、四八

同	一 二	哈爾濱	午後	九、三〇			
同	一 三	哈爾濱			午後	一一、三〇	
同	一 四	新 京	午前	六、五三		午後	一一、三〇
同	一 五	奉 天	午前	七、三六		午後	一一、〇〇
同	一 六	釜山棧橋	午後	一〇、一〇		午後	一一、三〇
同	一 七	下 關	午前	七、一五		午前	八、〇〇
同	一 七	松 江	午後	五、〇〇			
同	一 八	松 江			午前	八、三三	本豫定を一日繰上げ十七日午前一時五分歸鳥
同	一 八	鳥 取	午前	一一、五三			



本縣に於ける
傷痍軍人保護
施設の實狀

本縣に於ける傷痍軍人保護施設の状況について

ては事變特報第二號によりて報道する處なるもその實狀についてこれを示せば次の如くである

一、職業の斡旋に就いて

1. 職業の斡旋については職業紹介關係として優先的に取扱つてゐる。

2. 昭和十三年四月以降事業主の會同を求め傷痍兵の求職につき懇談を催し雇傭主をして、よく實情の認識、理解に努めてゐる。

3. 現時は求人申込利到せるの實情なるも、それは勤勞的方面を主とするもので、求職者の多數希望は事務的方面の傾向にして、本縣に於ける實情は事務的方面の求人極めて少なきを以て、特にこの方面につきは相當な考慮を拂つてゐる。

(一) 傷病兵 職業 相談 實施 狀況

二、職業の再教育に就いて

1. 職業再教育には各施設につき凡ゆる法によりて周知徹底を圖りつゝある。

2. 再教育を爲しつゝあるものは、大阪職業補導所、傷痍軍人京都支部小學校教員養成所、鳥取農業教育所に入所中のもの各一名、學資給與者一名あり。

3. 學資給與一名、鳥取農業教育所入所希望者三名、目下夫々手續中なり。

昭和十三年度	昭和十四年度(四月份)	相談者		職業中		自營業		他府縣へ聯絡スベキ者		
		相談者數	原職復歸	轉職	新就職	職業再教育ヲ要スル者	生業資金ヲ要セザル者			
五八二三五六	六〇	三〇	一一	五三	五五	二五	一〇	一五	六八	四五三
六四二三八六	六〇	三〇	一一	五三	五五	二五	一〇	一五	六八	四五三
計										

00504

(二) 傷疾軍人就職斡旋狀況

昭和十三年度	昭和十四年度 (四月份)	前期線				求職者				斡旋			
		越者數	復職	轉職	新就職	計	原職	轉職	初就	計	斡旋中者	他府縣 へ聯絡者	其ノ他
一	二〇	九	三二	一	五	三	九	一五	一	六	三一		
一五	一	六	九	三〇	一	二	三	五	二一	一	四	三〇	
一五	二	二六	一八	四六	一	七	六	一四	二二	一	一〇	四六	
計													

經濟統制の違反



聖戦下に於ける經濟統制が實施せられてからやがて一年になるが、國民の中にはこの國家的大業翼賛の精神に反して自己の利益のみを顧みられ、その違反をなすもの昨六月以來今春二月迄に全國で一萬三千六百人、内起訴せられ

たもの三千百五十人に及んでゐる。司法當局では法規に不馴れの爲であらうとの温情から、處分に當つても成るべく情狀を酌量して緩かにしてゐたのであるが、今後嚴罰主義を以て違反者に臨む事となつた。

違反者に對しては、輸入の制限禁止に反した場合には三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金物品の加工配給の制限違反に對しては二年以下の懲役又は五千圓以下の罰金となつてゐるから

00505

業者は充分自覚を齎して國策に順應して銃後國民の奉公に盡されたい。



體力検査標準

國民体力を向上し人的國防力を擴充する爲今夏全國一齊に十五歳から二十五歳迄の男子を對象として體力検定を實施し初級、中級、上級の合格者には銅色、銀色、金色の各体力章を與へられる事になつてゐて、これが検定の標準は次の通りである。

初級 中級 上級

走(百米) 十六秒 十五秒 十四秒
走(二千米) 九分 八分 七分三十秒
跳(走幅跳) 四米 四米半程 四米八十程

投(手榴彈投) 卅五米 四十米 四十五米
運(五十米) 卅十秒 卅五秒 卅十秒
懸(懸垂肩臂) 五回 九回 十二回
尚十五年以後は女子、少年にも検定を行ふ策である。



國家資源の無駄遣を戒む

事變下に於ける廢品回收の聲は津々浦々に至るまで、叫ばれてゐる折柄、これは又心得違ひの時代に逆ふ行爲をなすものがあるに至つては全く驚くの外なく、嘘のやうな本當の話がある

それは完全な形態を備へ再使用に耐へ得る「ビール」瓶を、廢品回收業で故意に破砕して製造工場に賣却し、工場では之を原料として再び、「ビール」瓶を製造しつゝあるこのことである。この如きは無駄に燃料其の他の物資を消費してゐると云ふにとゞまらずして、國家の資源をそれだけ減らしつゝあるわけで、物資愛護の精神に反し、若し事實この如き行爲を爲しつゝあるものがあれば、大に反省して非常時局の重大なることを再認識せねばならないのである。

× × ×



御仁慈に感激の
傷兵感想文

出身地 東伯郡下中山村大字田中
陸軍歩兵上等兵 眞山省吾

畏き邊りでは曩に優渥なる勅語を賜はり又先きには皇室の有難き思召しによりて、新宿御苑の拜觀を差し許され鴻大無邊なる御聖恩の有難さに感激致してゐる折柄、畏くも 天皇陛下に於かせられましては常に大御心を我々傷兵の上に注がせ給ひ洵に恐懼に堪へない次第ながら忝けなくも三月十四日には當病院へ行幸遊ばされまして親しく傷兵の日常生活を天覽遊ばされ我々は眼の邊りに龍顏を奉拜するの榮譽を賜はり又體力増強を天覽に供するの光榮に浴しまして重ね々々の御仁慈に唯々恐懼感激の至りに堪へず其の有難さに感泣致しました洵に畏れ多き極みにして餘りの忝けなさに只々涙こぼるゝのみでありました此の無上の光榮こそは只に帝國軍人として生れた我一人の榮譽にあらずして一家一門並に郷黨の誇りにして永遠に銘記すべき皇恩の有難さであります春とは言へ未だ大陸の寒氣は言語に絶するものあるも聖戰は益々酣にして我々の任務も多々あれど如何にせん自分武運拙なくして戦半ばで傷つき最期まで陛下の御

馬前に於て軍旗の下で御奉公申し上げることが出来ずかへすゝすも残念であります。此の上は戦傷の爲に軍籍を離るゝとも 天皇陛下の股肱たるの自覺を一層と鞏固にし死線を越へて得た不拔の軍人精神を以て國民の儀表となり其の先頭に起ちて一層と忠勤を勵み家に在りては祖先傳來の生業たる農業に精勵し一本の鋏に日本精神を打込み又祖先を崇拜し親に孝養を盡して立派なる傷痍の軍人となり自力更生以て畏き大御心の幾分たりとも應へ奉らん覺悟であります、茲に謹みて感想文とす 終り

出身地 岩美郡福部村大字岩戸

陸軍歩兵上等兵 東家輝治

天皇陛下に於かせられては御常々、我々傷兵の上に御軫念あらせられ恐懼感激に堪へぬところでありました、今回當病院に行幸遊ばされ親しく病院施設を始め傷兵の諸治療の状況を天覽あらせられ御仁慈を垂れさせ給ふ、此の光榮に

浴し鴻大無邊の皇恩有難き大御心を體し奉る時我々は只々感涙に咽ぶのみであります、又此に聖戰半ばにして創つき皇恩の萬分の一も報せざりしを實に遺憾に思ひます、國家は東亞建設を伴ひ今後益々事局重大な秋、我等は此の光榮感激を深く胸に刻んで日夜身心の鍛錬に勵み、一日も早く再起奉公の誠を盡し以て聖旨に副ひ奉らんことを堅く心に誓ふものであります。

出身地 日野郡石見村大字花口

陸軍歩兵上等兵 山形源市

畏くも 天皇陛下には多摩御陵御親拜の途次本院に行幸あらせられ、親しく院内の特殊治療に天覽の光榮を賜はりました。陛下には常に傷兵の上に大御心を垂れさせ給ひ、曩には多額の御内帑金を賜はり今又本院に玉歩を進めさせられ、神々しき龍顏咫尺の光榮に恐懼感激した次第であります、此の有難き思召に浴する傷兵は己一人の光榮のみならず一家一門無上の誇りと

00508

し千古に記念し宏大無邊の有難き大御心に酬ひ奉らなければなりません、想ふに吾人大命を奉じて干城に任ずるの名譽を得一死君國に報ずるの信念に燃へ參戰したるも戦末だ尖にして不幸傷痍の爲其の使命を果し得げ慚愧の極みであります、然しながら身に傷痍を蒙りたりと雖も尚活動の餘力あり、昔も今も變らぬ精神力即ち三千年來一貫せる傳統的義勇奉公の熱血にて一意専心本院使命の達成に精進し再度の御奉公を期してゐる次第であります、今や學國非常の秋聖壽の萬歳を壽ぎ奉ると共に、限りなき光榮と感激とを體し自肅自戒以て修養に勉め、速に治療を完成し事變最後の目的に邁進宸襟を安じ奉る覺悟であります。



人造石油の製造

日本には(石油揮發油機械油等)の國內生産が僅少でその大部分は輸入品に仰がねばならぬのに軍需品としての需要極めて多大を要するので國內自動車用、船舶用等極力節約してゐるわけであるが、近時人造石油研究の進歩著しく、今やその實用化の時代に入つてゐるので、同製造工業關係會社ではこれが増産設備を進め、今秋頃迄にはいよいよ市場に供給し得る段取りになつてゐる。國家の爲甚だ喜びに堪へない處であるが吾々國民は益々自肅してこの重要な軍需資源の節約確保に努めたいものである。

00509



傷痍軍人修養大會の狀況

縣に於ける傷痍軍人の保護施設については曩に本報を通して報道せる處であるがその修養大會が本月十五日縣立圖書館で午前十時三十分より開催せられた、本部より副會長蒲中將を迎へり副見支部長、高田幹事長外、來賓として鳥取、松江聯隊區司令官代理、鳥取陸軍病院長、鳥取憲兵分隊長出席あり、會員二百余名參集して開會に移る式は國家奉唱、宮城遙拜、英靈及び出征將兵に對し感謝の黙禱に次ぎ支部長告辭、會長訓示會務報告、傷兵保護院總裁告辭、來賓祝辭、講演(蒲中將)、宣言及び決議、傷痍軍人歌合唱にて閉會し、午後一時三十分より映畫「護れ傷兵、第一線の人々」午後四時より役員懇談會に入り盛會裡に目的を終了す。今その蒲中將講演の要旨、役員懇談會の狀況宣言、決議を述べると、

講演の要旨

傷痍軍人會の歴史的に解剖之を批判して、傷痍軍人の過古に於ける立場と今次事變の勃發によりて、國家が之を優遇せる現状及び現在の國情竝に國勢より觀察しての傷痍軍人の一大覺悟即ち今日の傷痍軍人としては個人主義、物質萬能を是正し傷痍軍人が最も譽りとする、肉體の一部は既に君國の爲に捧げ第一線の死線を越へたるものなれば、その殘されたる全能力を發揮して再び國家に御奉公するの一大覺悟を促し、最後に世界各國に於ける(佛、獨、伊國)傷痍軍人會の現状について之を説き大に感動を與へらる。

役員懇談會の狀況

所部より臨席の蒲中將を中心に、本部、支部の緊密なる連繫、各般に於ける施設事項その他について相互に隔意なき意見の開陳をなす。

宣言

支那事變勃發以來一年有餘其の間皇軍の嚮ふ

所連戰連勝著々戰果を收め、既に敵土の大半を占領し帝國の國威は赫々として六合を光被せんとす、是れ全く御稜威の許に我が忠勇なる將兵殉國の至誠の致す所にして感謝感激に堪へざるなり、然りと雖も事變の前途尙は遠遠にして今後幾多の難關を豫想せざる可らず、吾人は既に傷痍を受け再び國防の第一線に立つを得ざるも徒に國家の殊遇に狂れ無爲にして徒食するは愧づる所とす、奮て滅私奉公相結束して心身を練磨し操守を重んじ常に業務に精勵して時艱を克服し、國運の興隆に貢獻し以て皇恩の萬一に副ひ奉り同胞の支援に應せんことを期す。

右宣言す

決議

一 吾等は常に内省自重修養に精進し、品位の向上を圖り傷痍軍人たるの矜持を保持する
と共に、全國民の模範たるの信念を涵養し國民の期待に副はんことを期す。
吾等は自奮自勵國家の恩惠國民の優遇に狂はれることなく、雄々しく職業戦線に立ち

て第二の奉公報國に努め、聖業達成に邁進せんことを期す。
三 吾等は自肅自戒一致團結して傷病者の慰藉激勵に努め遺家族の援助指導に任し以て銃後の支援を全ふせんことを期す。
右決議す

五月十七日發行「週報」並ニ「寫真週報」掲載内容左記ノ通

週報第百三十五號掲載内容

一 東亞電氣通信政策と國際通信戰 (遞 信 省)

一 列強の陸軍軍備 (陸 軍 省 情 報 部)

一 氣象學と氣象事業 (中 央 氣 象 臺)

一 リトヴィノフ辭職の波紋 (外 務 省 情 報 部)

一 新東亞讀本 (七)

一 三民主義と新民主義 (三 枝 茂 智)

寫真週報第六十五號掲載内容

太平洋を我が海と

江南好し、杭州の初夏

訪日ガブレンツ機來る

空の轉機室

海外通信

讀者のカメラ

昭和十四年五月十九日印刷
昭和十四年五月十九日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取縣鳥取市支